

検討会および配付資料等の公開について（案）

本検討会および配付資料等の公開については、以下のとおりとします。

1. 検討会

本検討会については、企業秘密に関連する情報を取り扱う可能性があるため、自由闊達な意見交換の妨げとならないよう、原則、傍聴を認めません。

2. 議事録

本検討会の議事録については、会議終了後に事務局にて速やかに議事要旨を作成し、出席された委員等への内容確認の上、検討会の全委員に配付しますが、企業秘密に関連する情報を取り扱う可能性があるため、自由闊達な意見交換の妨げとならないよう、非公開とします。

3. 議事要旨

本検討会の議事要旨については、2. 議事録と並行して事務局にて速やかに作成し、出席された委員等への内容確認の上、県のホームページ等において公開します。なお、議事要旨では、発言要旨の記載とし、発言者名は記載しません。

4. 配付資料

配付資料に関して、原則、公開することとしますが、企業秘密等が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断された場合は、非公開とします。